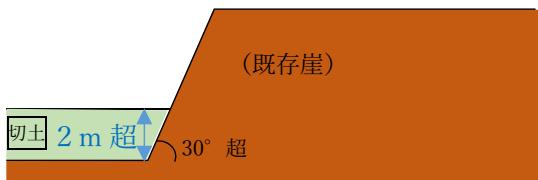


○盛土規制法施行令第3条第1号、第2号、第3号の崖の高さの判断

→盛土部分、切土部分に新たに生じる崖の高さで判断する。



【例：盛土規制法施行令第3条第1号の場合】  
盛土部分に新たに生じる崖の高さが1m超の場合、  
許可申請が必要



【例：盛土規制法施行令第3条第2号の場合】  
切土部分に新たに生じる崖の高さが2m超の場合、  
許可申請が必要

○盛土規制法施行令第3条第5号の面積の判断

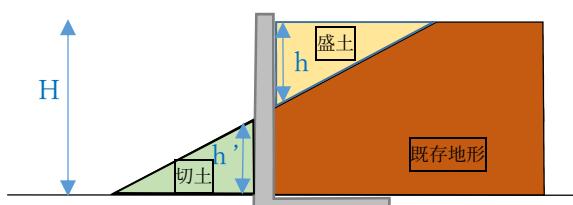
→「盛土又は切土をする土地の面積が500m<sup>2</sup>を超えるもの」は施工前後の標高差が30cmを超える部分のみで判断する。



【例：盛土規制法施行令第3条第5号の場合】  
施工前後の標高差30cm超の部分が500m<sup>2</sup>超の場合、許可申請が必要

○盛土規制法施行令第3条第1号、第2号、第3号の該当の判断

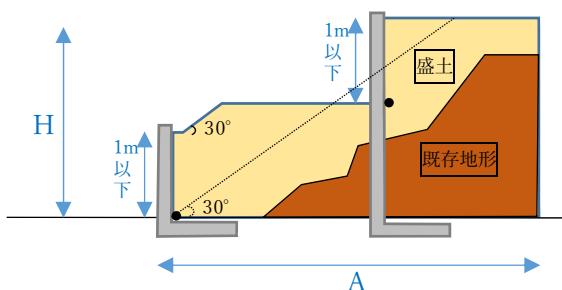
→盛土と切土を同時にする場合、盛土部分の高さhが1m超であれば第1号、  
切土部分の高さh'が2m超であれば第2号に該当する規制対象工事と判断する。  
第1号、第2号に該当しない場合、盛切部分の高さHで判断する。



1m < h (盛土部分hが1m超である場合規制対象)  
2m < h' (切土部分h'が2m超である場合規制対象)  
2m < H (第1号、第2号に該当しない場合、  
盛切部分Hが2m超であれば規制対象)

○盛土規制法施行令第3条第4号、第5号の判断（第1号、第2号、第3号に該当する崖が生じない場合）

→盛土部分の高さHが2m超であれば第4号、  
造成面積Aが500m<sup>2</sup>超であれば第5号の規制対象工事と判断する。



2m < H (第1号、第3号に該当しない場合、  
盛土部分Hが2m超である場合規制対象)  
500m<sup>2</sup> < A (第1号～第4号のいずれにも該当しない場合、  
造成面積Aが500m<sup>2</sup>超である場合規制対象)

## ○任意設置擁壁に対する技術的基準の適合について

許可申請区域内に設置する盛土規制法施行令第8条の規定による義務設置擁壁以外の擁壁(以下「任意設置擁壁」という。)については、技術的基準への適合を必要としない。ただし、任意設置擁壁で高さが2mを超えるものについては、建築基準法施行令第142条の規定が準用される。なお、許可申請については以下のとおり取扱う。

- ・許可申請区域内に任意設置擁壁を設置する場合、設置箇所が分かるよう図面に「任意設置擁壁」等の注釈を記載すること。
- ・「福島県 がけに近接して建築する建築物の指導指針」に準拠し、高さが0.6mを超える擁壁は、鉄筋コンクリート造、重力式コンクリート造又は練積み造とすること等、擁壁に対し土圧がかかっても崩落しない構造とするよう留意すること。

また、この「任意設置擁壁に対する技術的基準の適合について」は、都市計画法施行規則第23条の規定による義務設置擁壁以外の擁壁も同等に取扱い、都市計画法上の開発許可制度にも準用する。